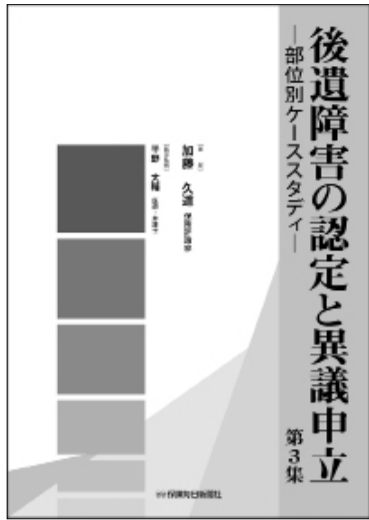


書 評

『後遺障害の認定と異議申立第3集』

―部位別ケーススタディ―

加藤 久道 著



後遺障害の認定と異議申立 第3集

交通事故のような人身

傷害事件の損害賠償にお
いて、治療を行った結果
として障害が残存する場
合に、どのように金銭評
価していくべきだろう
か。

この問題に対し、わが
国では「後遺障害」とい
う概念を設け、その程度
に応じて損害賠償(慰謝
料や逸失利益など)を算
定する運用をとってい
る。そして、後遺障害の
有無や程度は交通事故で
あれば自賠責保険(損害
保険料率算出機構)が判
断し、後遺障害が認めら
れる場合には、部位と症
状に応じて、最も重度で
ある1級から軽度である
14級までの「等級」が認
められる。

この「後遺障害」の
「等級」によって、損害
賠償の金額も大きく左右
されるといのが、わが
国の人身損害賠償の実務
となっている。そのた
め、「後遺障害」の「等
級」がどのような基準・
考え方と認められるのか
ということは、法律実務
家にとって非常に関心の
高い事柄である。

しかし、認定基準が公
表されていないため、外
部者がその内容を知るこ
とはできない。そのた
め、自賠責保険の後遺障
害等級認定が準用する労
災保険の障害等級認定基
準を参照するなど、賠償

実務の現場は大変な苦勞
をしているのが正直なこ
ろである。

2022年3月に保険
毎日新聞社より発行され
た本書は保険評論家の加
藤久道氏の著作であり、
18年1月発行の第1集
『後遺障害の認定と異議
申立―むち打ち損傷事案
を中心として―』、およ
び20年9月発行の第2集
に続くものである。第1

21の「ありそう」な事例で実践的知識提供

藤久道氏の著作であり、
18年1月発行の第1集
『後遺障害の認定と異議
申立―むち打ち損傷事案
を中心として―』、およ
び20年9月発行の第2集
に続くものである。第1

〔評者〕
平岡 将人(弁護士法人サリュウ 弁護士)

集・第2集のテーマは、
いわゆる「むち打ち損
傷」事案に多く見られる
神経症状の後遺障害(主
として12級・14級)に関
する事項について解説さ
れたものである。交通事
故において頻発する「む
ち打ち損傷」について解
説されたものであり、そ
の知見は実務家にとって
も大変有用であった。
一方、本書は「部位別

を俯瞰しながら、後遺障
害を理解するための基礎
知識を整理し、「実用に
役立つ参考書」という基
本的視点に立って解説さ
れている。

著者は、日本損害保険
協会に勤務された経歴を
有する損害保険の専門家
であり、本書においても
豊富な実務経験に裏付け
された知見が随所に示さ
れており、法律専門家が

「後遺障害」についての
知識を習得するための良
書というべきである。

本書は、第1章「基本
事項」、第2章「部位別
認定方法」、第3章「ゲ
ーススタディ」から構成
されている。

第1章の「基本事項」
では、後遺障害を理解す
る上で必要な基本事項と
して、後遺障害の意義、
後遺障害等級表の仕組
み、認定の原則、認定方
法の規定および運用上の
取り扱いなどについて解
説されている。

例えば、「自賠責保険
における後遺障害とは、
『傷害が治ったとき身体
に存する障害をいう。』
(自賠責法施行令第2条1項
2号)とされている」
(3頁)。では、傷害と
は、治ったとき(＝症状
固定)とは、(後遺)障
害の要件とは、それぞれ
どのようなものなのか―
このような基本的事項が
丁寧に解説されている。

また、症状固定の判断
基準と関連する事項につ
いては、かなりのページ
数を割いて詳細な説明が
加えられている。例え
ば、症状固定時期と症状
改善可能性の問題(加害
者側からの手術を行えば
症状は改善するのではな
いか等の主張)につい
て、裁判例を引用して論
点を整理しており、症状
固定の判断については、
裁判官の講演録において
示された解釈を紹介し、
症状固定における消滅時
効の起算点については、
最高裁の判例を引用紹介
して解説している。な
お、当職が担当した加重
障害に関する従来の運用
を変更した裁判例につい
ても詳細な解説が加えら
れているので、一読願
いたい。

第2章の「部位別認定
方法」では、身体の各部
位に発生する障害につい
て、どのような器質的障
害や機能的障害がある
か、それらの後遺障害が
どのように評価されてい
るかなどについて解説さ
れている。後遺障害の認
定は解剖学的観点から眼
から下肢までの10部位に
区分して判断するが、そ
の区分ごとに労災の認定
基準を「障害等級認定基
準」として示しつつ、自
賠責保険の認定実務に関
する著者の経験や知見に
基づき、「自賠責障害認
定実務」についてもあわ
せて解説がされている。

例えば、眼の障害にお
ける流涙の取り扱い、脊
髓障害における特例的取
り扱い、醜状障害におけ
る露出面の範囲、下肢の
障害における過成長(成
長障害)の取り扱いなど
について労災保険と自賠
責保険の認定の同異につ
いて説明がなされている
が、これらは本書独自の
知識情報といえるだろ
う。また、後遺障害の認
定実務は医学用語の理解
が必要となるが、本書で
は読み方や意味について
医学文献の引用を含め
丁寧な説明がなされてお
り、この点でも実務の参
考になる書籍である。

第3章の「ゲーススタ
ディ」では、後遺障害の
認定を具体的に理解する
ために、後遺障害が争点
となった21の事例を検討
している。各事例は、裁
判例等を参考として著者
が創作したものである
が、実務家からしても
「ありそう」な事例の設
定がなされている。被害
者(依頼人)が後遺障害
の認定を求めたところ非
該当であったなどのため
弁護士に相談したという
状況設定であり、第2章
において解説された部位
ごとの障害(眼の障害か
ら下肢の障害まで)につ
いて、実践的に活用でき
る知識となるように事例
が策定されている。

また、本書は医学的事
項について、医師であり
弁護士である平野大輔氏
の監修を受けており、そ
の記載の信頼性が確保さ
れ、医学的に裏付けられ
た解説となっている。こ
の点も本書が充実してい
る大きな理由の一つだ。
法律実務家の当職から
しても、後遺障害はなか
なかに難しい問題であ
る。認定に納得できない
被害者(依頼人)も実際
のところ多い。依頼人か
ら相談を受けた弁護士
が、後遺障害についての
知識を十分に持っていな
ければ満足な弁護士活動
できないことはいままで
もない。

本書は、後遺障害につ
いての基礎知識を整理す
る書として、また、実際
の異議申立を行う場合の
参考として大いに活用で
きるものである。本書の
第1集および第2集と
も、多くの読者から支持
されたと聞いており、本
書もまた、弁護士をはじめ
め交通事故を取り扱う実
務家の方々にとって、大
いに参考になるものと確
信している。

(B5判/276頁、
保険毎日新聞社刊、22年
3月12日発行、税込39
60円)